

第 13 次労働災害防止計画

武雄労働基準監督署

平成 30 年 4 月

1 計画のねらい

働く方々の一人一人がかげがえのない存在であり、それぞれの事業場において、一人の被災者も出さないという基本理念の下、働く方々の一人一人がより良い将来の展望を持ち得るような社会としていくためには、日々の仕事が安全で健康的なものとなるよう、不断の努力が必要である。

産業構造の変化や多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んでいく中、労働災害を少しでも減らし、誰もが安心・安全かつ健康に働くことができる佐賀県を実現するため、2018 年度（平成 30 年度）を初年度とする 5 年間にわたる労働災害防止計画（第 13 次労働災害防止計画。以下「13 次防」という。）を策定するものである。

計画は、労働安全衛生施策の選択と集中を進めるとともに、行政、労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者等が連携し合い、協働して労働災害防止に取り組むことにより、より効果的に計画を連携し、誰もが安心して働ける職場環境を実現するものとする。

なお、以下の記述において、平成 20 年度を初年度とした 5 か年計画を「11 次防」、平成 25 年度を初年度とした 5 か年計画を「12 次防」という。

2 計画期間

2018 年度から 2022 年度までの 5 か年を計画期間とする。

3 計画の目標

国、事業者、労働者等の関係者が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

- (1) 死亡災害については、死亡者数を 12 次防期間中の年平均と比較して、2022 年までに 15%以上減少させる（1 人以下とする）。
- (2) 死傷災害（休業 4 日以上労働災害をいう。以下同じ。）については、死傷者数の増加が著しい業種への対策を講じることにより、死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 15%以上減少させる。
- (3) 重点とする業種の目標は以下のとおりとする。
 - ・建設業については、死亡者数を 12 次防期間中と比較して、13 次防期間にお

いては絶滅させる。

・製造業については、死亡者数を 12 次防期間中と比較して、13 次防期間においては絶滅させる。

・陸上貨物運送事業、飲食店については、死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 15%以上減少させる。

・社会福祉施設については、死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 20%以上減少させる。

(4) 上記以外の目標については、以下のとおりとする。

・全産業における腰痛による死傷者数を 2022 年までに 2017 年より減少させる。

・じん肺の新規有所見者を減少させるため、第 9 次粉じん障害防止総合対策の計画的な推進を図る。

計画の目標（主な目標）

死亡者数 12 次防期間中の年平均と比較して、2022 年までに 15%以上減少させる（1 人以下とする）。

死傷者数 2017 年と比較して、2022 年までに 15%以上減少させる。

計画の目標（重点とする業種の目標）

建設業 死亡者数を 12 次防期間中と比較して、13 次防期間においては絶滅させる。

製造業 死亡者数を 12 次防期間中と比較して、13 次防期間においては絶滅させる。

陸上貨物運送事業、飲食店

死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 15%以上減少させる。

社会福祉施設

死傷者数を 2017 年と比較して、2022 年までに 20%以上減少させる。

計画の目標（健康確保対策等に係る目標）

全産業における腰痛による死傷者数を 2022 年までに 2017 年より減少させる。

じん肺の新規有所見者を減少させるため、第 9 次粉じん障害防止総合対策の計画的な推進を図る。

4 計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評

価を行うとともに、必要に応じ、計画を見直す。

5 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性

(1) 死亡災害の発生状況

全産業における死亡災害については、11次防期間中は4人、12次防期間中は11人と大幅に増加した。

製造業については11次防期間中では発生していなかったが、12次防期間中では3人となっているほか、建設業では11次防期間中で2人、12次防期間中では3人となっている。

業種別に事故の型を見ると、製造業については機械設備の使用・点検時の「激突され」で2人、鋼材の「倒壊、崩壊」で1人となっている。

同様に建設業については全てが「墜落、転落」となっている。

(2) 死傷災害の発生状況

全産業における死傷災害については平成24年(163人)と比較して平成29年までに15%以上の減少を目標としていたが、12次防期間中には一度も目標は達成できなかった。(表1)

11次防期間と12次防期間を比較して大幅に増加した業種は建設業で152人から196人と28.9%の増加、道路貨物運送業で82人から99人と31.9%の増加、社会福祉施設で37人から84人と127.0%の増加となっている。(表1)

15%の減少目標を達成できた業種として、食料品製造業、林業となっている。

また、全産業を事故の型別で見ると、「転倒」が24.7%と最も多く占めており、次いで「墜落、転落」が22.7%、「動作の反動、無理な動作」が12.4%となっている。(グラフ13)

11次防期間と12次防期間の比較で増加が著しく大きかった社会福祉施設では「動作の反動、無理な動作」と「転倒」で全体の6割を占めている。(グラフ35)

(3) 労働者の健康確保に対する状況

全産業における腰痛による死傷者数は、11次防期間中は17人、12次防期間中は20人と増加した。12次防期間中で最も多かった業種は社会福祉施設で7人となっている。(グラフ38)

じん肺の新規有所見者数については12次防期間中(第8次粉じん障害防止総合対策期間中)で5人、増悪者が2人となっている。なお、業種別では鋳物業で新規有所見者が1人、陶磁器・同関連製品製造業で新規有所見者4人、増悪者2人となっている。

6 計画期間中の重点業種及び課題別実施事項

(1) 建設業

・12次防期間中における墜落、転落災害による死傷者数が37.8%と高い状況

にあることから、足場からの墜落、転落災害防止措置の徹底、足場からの墜落、転落災害防止対策推進要綱に基づく手すり先行工法等の「より安全な措置」を推進する。また、フルハーネス型の安全帯の使用義務化に向けての普及促進を図る。(グラフ 20)

- ・死亡災害などの重篤災害につながりやすい建設機械や動力クレーン等、使用時の災害防止のため、工事着手前のリスクアセスメントを確実にを行い、それに基づいた作業計画を策定して作業を行うなど、建設機械等を使用する際のリスクをより低減した作業方法の定着が図られるよう対策を図る。

- ・建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定)に基づき、建設工事の発注者に対し、仕様書に安全衛生経費の適切な積算及び確実な支払いに関する事項を盛り込むことを要請するほか、施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等の取組について、国の機関、地方公共団体等と連携し、着実かつ計画的に実施する。

- ・関係団体との合同パトロール等を引き続き実施し、当団体の自主的な労働災害防止活動の推進を図る。

(2) 製造業

- ・死亡災害や障害が残る災害につながりやすい機械設備による「はさまれ・巻き込まれ」災害が多いことから、機械設備による「はさまれ・巻き込まれ」災害の防止を最重点に、機械災害が発生した事業場における原因の究明と機械設備の本質安全化を図るとともに、本質安全化のベースとなるリスクアセスメントの取組を積極的に促進する。

(3) 陸上貨物運送事業

- ・道路貨物運送業における労働災害の 6 割近くが荷役作業時に発生していることから、陸上貨物運送事業労働災害防止協会佐賀県支部と連携し、安全パトロール時に陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドラインの周知徹底を図る。

- ・自主的な安全衛生活動のより一層の促進に向け、陸上貨物運送事業労働災害防止協会佐賀県支部と連携し、各事業者における「年間安全衛生計画」の策定の徹底を図る。

(4) 労働者の健康確保対策

- ・腰痛予防対策として、職場における腰痛予防対策指針に基づき、あらゆる機会を捉え、腰痛予防対策に係る指導を行う。また、社会福祉施設に対しては、広域市町村圏組合等が行う介護事業者に対する説明会、研修会などと連携を図る。

- ・じん肺の新規有所見者を減少させるため、第 9 次粉じん障害防止総合対策の計画的な推進を図る。